

市長の公社用地買取りを差止めよう！

所有権

(清算例)

前所有者 → 藤沢市土地開発公社 → 藤沢市 STOP！

03年農地で取得 3000万円 09年市の依頼で先行取得 1億850万円 13年度までに買取る計画 1億850万+金利/事務費

土地公社 → 市に適正価格で売却 → 公社の損害清算 → 市の損失補償 → 市が市長等に賠償請求
又は第三者に売却 ※市が買取りを差し止めた場合の清算方法の一例

市議会にできること

「100条委員会」設置による
事件全容の解明 → 責任の所在の明確化

- ▼用地取得や関連事業の予算化に反対して否決する事が出来るが市議による多数決次第
- ▼再発防止策の提案
- ▼土地公社の存続の是非を含めた改革の提案

地方自治法第百条『市の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。』を根拠に議会の権限で設置ができる。

『正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、六箇月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。』『虚偽の陳述をしたときは、これを

なぜ、「100条委員会」なの！？

三箇月以上五年以下の禁錮に処する。』と規定され、出頭や証言を拒んだり、虚偽の陳述をしたとき認めるとき議会は、これを告発しなければならないとされる。

公明党の議員が「98条による検査権で事足りる」と設置に反対したが、第98条の「検査権」は、外部の第三者に及ばず、要求を受けた行政執行機関は拒否は出来ないが百条のような罰則の担保がない。特に、上司に対する内部告発に当たる可能性を有する今回のような案件には、内部告発者の保護も配慮されるべきであって、厳格な規定に基づいた百条によって不当な圧力を排する必要があるのだ。

また、公文書の改ざんや隠滅を未然に防ぐ必要からも速やかな設置が求められる。

市民みんなにできること

- ▼6月市議会に再度提出する100条委員会設置の請願署名への協力
- ▼訴訟支援でカンパに協力する

◆当ニュースをご近所に配布下さる方を募集しています！

行政訴訟（差止め請求）にできること

公社の取得価格が適正か否かの司法判断
→ 市による土地買取り差止め

- ▼過程で、用地取得の必要性や公社取得価格の根拠など一定の事実解明は進められるが、全容の解明が目的ではなく、違法性が争われるものの行政手続きの瑕疵や課題など、再発防止の仕組み作りには直結しない。
- ▼市が購入を強行したら損害賠償請求に切り替えが可能。

訴状

平成22年3月4日

横浜地方裁判所 御中

〒251-0032 藤沢市片瀬1丁目3番地32号

原告 原田 建

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地1号

被告 藤沢市長 海老根靖典

藤沢市土地開発公社からの用地買取り差止め請求事件
訴訟物の価額 算定不能 貼付印紙代1万3千円

第1 請求の趣旨

1 被告は、藤沢市土地開発公社が2009年1月7日に購入契約を締結した藤沢市善行6丁目3613番地の私有地に関して、同公社の取得金額に利息や事務経費を加算した額をもってこれを買取る契約を締結し、または債務負担行為の設定などによる公金の支出をしてはならない。2 訴訟費用は被告の負担とする。

第2 請求の原因

1当事者(1)原告は藤沢市の住民である。(2)被告は、藤沢市の公金の支出、契約の締結、または債務負担行為について権限を有する者である。

2差止めを求める対象

藤沢市が藤沢市土地開発公社に対して2008年10月28日に先行取得を依頼した同市善行の請求の趣旨記載の土地について、被告は、「善行地区における地域コミュニティ活動事業用地」として、購入契約を締結し、または債務負担行為の設定などによる公金の支出をしようとしている。

3違法性

本件事業用地について、取得依頼の必要性について明確な根拠を欠き、藤沢市が取得依頼した価格の妥当性について経済的合理性が認められないため、地方自治法2条14項及び地方財政法4条1項に違反する違法なものである。

4(略) 5監査請求

原告は、2009年12月7日付けで藤沢市監査委員に対し、地方自治法242条1項に基づき、本件事業用地に係る公金の支出差止めを勧告するよう求める住民監査請求を行ったが、2010年2月3日付けで、藤沢市監査委員の合議に至らなかったとの通知を受けた。

6よって、本訴を提起するものであり請求の趣旨記載のとおり判決を求める。

訴訟
カンパ
振込先

▼横浜銀行 藤沢支店
普通1330689 原田タケル
▼郵便振替 00240-3-95535
原田タケルを応援する会
※「訴訟カンパ」と明記下さい



市議 <会派：アクティブ藤沢>

元市議

原田トモコ・タケル事務所

藤沢市朝日町13-16朝日マンション305 TEL28-1515 FAX28-1500

土地開発公社による 善行の私有地買い取り問題についての請願署名

藤沢市土地開発公社が2008年度購入した善行6丁目の私有地について、6年前に土地所有者が3千万円ほどで購入していたものがなぜ1億円もの金額となったのか。いつ、何のために事業計画も無い土地の購入を決めたのか。

昨年9月市議会で新井副市長は、08年9月に善行自治会連合会の同会長名で『市民農園用地の確保』について陳情を受けた事で、購入を決めた根拠を「地元の総意」とであると説明、市長が最終決定したとされていた。

ところが12月市議会では、08年7月時点で地元市議からの要請で同用地取得の可能性を市が公社に伝え評価額まで積算していた事を認め、市の説明は二転三転。

2月には、議会で証言した用地取得に当時関わった幹部職員の見解が真っ向から対立。『用地の確保』を市長陳情で要望していたとされる善行自治会連合会会長は「地元の総意ではなかった」「(農園用地を)買ってくれとは言っていない」とこれも副市長の説明を全面的に否定。疑惑は深まる一方である。

よって、市議会は、地方自治法に規定された「100条委員会」の設置による審査を行い、この問題に対する事実の全容解明に当たるようその任を果たされたい。

<請願項目>

- ・上記の件について、地方自治法第百条に基づいて、市長以下、関係者に対する出頭及び証言並びに記録の提出を請求する「100条委員会」を設置し真相の究明に市議会が当たること。
- ・少なくとも真相が明らかになる前に、当該用地ならびに周辺用地の取得を貴議会が同意しないこと。

藤沢市議会議長殿

氏名	住所	連絡先

この線で切り離して返送ください。

ふじさわ市民の党ニュース'10.4月号

▼トモコメール odakars@com.homenet.jp
▼ブログ http://d.hatena.ne.jp/tomoko-harada/
▼タケルメール pu4t-hrd@asahi-net.or.jp
▼原田タケル公式サイト http://www.ne.jp/asahi/takeru/harada/
▼ブログ「子育て現場リポート」http://occhan.asablo.jp/blog/

